

件名	愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例及び愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例
主管課	市町村課合併推進室
根拠法令等	
<p>【改正の概要】</p> <p>次の市町の設置に伴い、関係条例の規定整備を行う。</p> <p>(1) 八幡浜市（H17.3.28 合併、八幡浜市・保内町）</p> <p>(2) 伊予市（H17.4.1 合併、伊予市・中山町・双海町）</p> <p>(3) 伊方町（H17.4.1 合併、伊方町・瀬戸町・三崎町）</p> <p>1 愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部改正〔警察本部警務課〕</p> <p>伊予警察署の管轄区域の名称変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伊予郡のうち松前町、<u>中山町及び双海町</u> 伊予郡のうち松前町 <p>2 愛媛県県立学校設置条例の一部改正〔高校教育課〕</p> <p>中山・川之石・三崎高等学校の位置の名称変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中山高等学校 <u>伊予郡中山町</u> <u>伊予市</u> ・ 川之石高等学校 <u>西宇和郡保内町</u> <u>八幡浜市</u> ・ 三崎高等学校 <u>西宇和郡三崎町</u> <u>西宇和郡伊方町</u> 	
施行日	平成 17 年 4 月 1 日。（八幡浜市に係る改正規定は、同年 3 月 28 日）
<p>【その他参考事項】</p> <p>平成 17 年 4 月 1 日現在の市町数 1 1 市 1 2 町</p> <p style="text-align: center;">（ 8 月 1 日付けで 9 町となる。 ）</p>	